

## ショートステイの利用について

### ●ショートステイとは

家庭で児童を養育することが緊急かつ一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設などでお預かりします。

#### (対象となる事由)

- ア 児童の保護者の疾病
- イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由
- ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭療育上の事由
- エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由
- オ 経済的問題等により緊急かつ一時的に母子の保護を必要とする場合

#### (利用できない児童)

- ア 感染症疾患のある児童
- イ 入院医療が必要な児童
- ウ 精神障害があり、施設等に迷惑を及ぼすおそれのある児童
- エ その他利用が適切でないと市長が認める児童

### ●申請時期 利用日の2週間前まで

### ●利用できる期間 7日以内



### ●利用料金等(1人1日あたり)

(単位:円)

	生活保護世帯		市民税非課税世帯		左記以外の世帯	
	利用者負担金	委託料	利用者負担金	委託料	利用者負担金	委託料
2歳未満児	0	10,700	1,100	9,600	5,350	5,350
2歳以上児	0	5,500	1,000	4,500	2,750	2,750

\*市民税非課税世帯は課税証明(世帯の就労者人数分)が必要です。

\*ひとり親家庭で市民税非課税世帯は、利用者負担金はありません。

\*利用者負担金は、利用終了日(迎え時)に施設へ直接お支払いください。

裏面あり

●施設名

施設名	対象
光と緑の園 乳児院	0～1 歳児
光と緑の園 向陽寮	2 歳児以上
大村子供の家	2 歳児以上
こころホーム	小学 1 年生以上（女児の平日利用は要相談）
友永ホーム	5 歳児以上

●利用までの流れ

1 原則2週間前までに申請書を提出してください。

\*注：親権者（父母）の同意が必須

2 審査後、利用可否を記載した決定通知書をお送りします。

3 初めてご利用される場合などは、ご利用前に施設との面接をしていただきます。

●注意事項

① 就園・就学児は、事前に学校や保育園に連絡を入れてください。

② 利用期間や送迎者などに変更がありましたら、速やかにご連絡ください。



お問い合わせ・申請先（平日8:30～17:15）

こども家庭課こども家庭支援室

（大村市こどもセンター内）

TEL：54-9100